

令和4年1月（第1回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	4 番	松野 隆
6 番	渡邊 久則	7 番	松本 功
8 番	上村 直嗣	9 番	中村 光博
10 番	中川 恭一	11 番	渡邊 義幸
12 番	坂田 俊明	13 番	坂田 成喜
14 番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

5 番 富嶋 雄治

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届出について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（編入）について
日程第11	令和4年 第2回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	姫野 幸徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第1回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、5番富嶋雄治委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番松野隆委員、8番上村直嗣委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が4件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、賃貸借の部 中間管理事業分が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借の合意解約の報告とします。

次に日程第4 報告第3号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に許可不要転用届の部 一時転用についてでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

12月25日に野田推進委員と共に代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、ゴーヤ、栗で、申請地にはゴーヤを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間180日、妻が経験年数20年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、27,777㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号２番につきましても、１１番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(１１番委員)

調査報告いたします。

１２月２５日に野田推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、胡瓜、西瓜で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数１５年、年間３００日、妻が経験年数１５年、年間３００日、父が経験年数５０年、年間１５０日、母が経験年数４０年、年間２００日となっております。

取得後の農地の面積については、４７，１４８㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号２番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号３番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

１月７日に現地確認後、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、人参、小松菜、じゃがいもで、申請地には水稻とじゃがいもを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数３０年、年間２００日、妻が経験年数３０年、年間１５０日となっております。

取得後の農地の面積については、１６，３０２㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号３番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号４番につきましては、１番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(１番委員)

調査報告いたします。

１月７日に中島推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、柿、庭木で、申請地にはブルーベリーを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数４２年、年間２００日となっております。

取得後の農地の面積については、１５，１８２㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号４番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(井川推進委員)

1月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあります。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

区長からの排水同意書も添付されております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に番号２番につきましては、２番齊藤保委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(２番委員)

１２月２７日に緒方推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、おおむね３００メートル以内にインターチェンジがある第３種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号２番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に番号3番につきましても、2番齊藤保委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

12月27日に緒方推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、おおむね300メートル以内にインターチェンジがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第３号説明》

（議長）

只今、議案第３号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号１０番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、賃借権設定の部 番号１０番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

（議長）

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件

についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でござ

います。
本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第5号説明》

(議長)
只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定

いたします。

次に、日程第１０ 議案第６号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（編入）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第６号を説明》

（議長）

ただいま、議案第６号につきましてご説明いたしました。

番号１番につきましては、１番荒川忠一委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

（１番委員）

１月６日に岩村会長、中島推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

事業計画者は、上益城地区果樹産地協議会益城地区担い手一覧に記載のある個人です。

今回の申出地は、熊本地震前までは、転作で飼料作物を作付けしておりましたが、周辺の所有農地が栗園であることから果樹経営支援対策事業活用による栗の新植を行いたいとのことです。

そのため農業振興地域の整備に関する法律第１０条第３項第５号の「果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当していると判断し農振編入の要件を満たしていると思います。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

（議長）

只今、番号１番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定いたします。

次に、日程第11 令和4年第2回委員会の日時について申し上げます。次回は2月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員